

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 ☆営業時間 9～17時
FAX:048-622-7162 ☆休み:第2第4土と日祝
WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

加算税荷重措置で

期限内申告さらに重要に

平成29年1月1日以降に納期限が到来する国税から、加算税が重くなりました。

加算税とは、過少申告や無申告、税金の不納付の際に課される税で、延滞税や、税務署が悪質と判断した際

に課される重加算税などもそうです。

詳しくは全国商工新聞7月3日号の相談コーナーの記事にあります。

とにかく、期限内申告と適正な申告を心がけ、余計な税金を払う事のないようにしましょう。



税金

法人で建設関連業を営んでいます。今年1月に税務調査を受けた際、税務職員から今年から「加算税加重措置」という法律ができたので、今後、気をつけてくださいという話を聞きました。分かりやすく教えてください。

(東京・S)

2016 (平成28)

年度の税制改正により、17 (平成29) 年1月1日以後に法定納期限が到来する国税から、加算税の賦課割合が変更されました。

この制度は、無申告による期限後申告や当

初申告が仮装・隠ぺい

に基づくと認定された修正申告をする場合、または更正決定

合、または更正決定される場合、そこから過

去5年以内に同一税目で無申告加算税や重加

算税の賦課決定がされた場合が対象に、

期限後申告等により納税

した場合、それに伴って

納付する税額の35%が

重加算税として賦課決定

されていますが、それが45%

(当初申告が期限後申告の場合

は50%)に変更されました。

この取り扱いは、平成29年1月1日以後に

(税理士法人総合会計 税理士 松野 和生)

加算税加重措置という懲罰ができたそうだが

大宮民商本部総会

日時：7/9(日)午後3時開会
会場：道山閣(午後2時半に大宮西口スター銀行前から送迎バス有)
※代議員・評議員の人はご出席お願いいたします。
(代議員・評議員は各支部総会で選任されます)

吉田会長・田中副会長感謝の会

日時：7/9(日)午後5時開会
会場：道山閣(午後4時半に大宮西口スター銀行前から送迎バス有)
会費：5,000円

共済会総会 in 屋形船

日時：7/23(日) 17:30～
集合：大宮駅豆の木に15:30
現地集合の人は浜松町に17:10
参加費：共済会員 5,000円
それ以外 10,800円
参加希望の方は大宮民商の駒谷までお問い合わせください。

※事業所の方、お忘れなく！※
源泉徴収税の半期納付と
健康保険・厚生年金の算定基礎届の
提出は7月10日が期限です。

《予定表》

- 7/9(日) 大宮民商本部総会 15:00～
吉田会長・田中副会長感謝の会 17:00～
(道山閣〈どちらも行き帰り送迎バス有〉)
- 7/23(日) 大宮民商共済会総会 (浜松町で屋形船)
- 7/25(火) 婦人部役員会 13:00～

